

○内閣府告示第四百四十三号 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号) 第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年五月十日付けで次のとおり指定したので、公示する。	
平成二十五年六月一十五日 内閣総理大臣 安倍 順二	
一 名称 株式会社三重銀行 二 住所 三重県四日市市西新地七番八号 ○内閣府告示第四百四十四号	
総合特別区域法(平成二十二年法律第八十一号) 第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第五十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。	
平成二十五年六月一十五日 内閣総理大臣 安倍 順二	
一 名称 京都信用金庫 二 住所 京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町七番地 ○内閣府告示第四百四十五号	
総合特別区域法(平成二十二年法律第八十一号) 第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第五十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。	
平成二十五年六月一十五日 内閣総理大臣 安倍 順二	
一 名称 淡路信用金庫 二 住所 兵庫県洲本市宇三川二丁目五番一十五号 ○内閣府告示第四百四十九号	
総合特別区域法(平成二十二年法律第八十一号) 第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月十五日付けで次のとおり指定したので、公示する。	
平成二十五年六月一十五日 内閣総理大臣 安倍 順二	
一 名称 株式会社みなし銀行 二 住所 兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目一番 ○内閣府告示第四百五十号	
総合特別区域法(平成二十二年法律第八十一号) 第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第五十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月十五日付けで次のとおり指定したので、公示する。	
平成二十五年六月一十五日 内閣総理大臣 安倍 順二	
一 名称 農林水産大臣 林 芳正 二 住所 東京都千代田区丸の内一丁目七番一号 ○内閣府告示第四百五十六号	
総合特別区域法(平成二十二年法律第八十一号) 第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年四月十五日内閣府告示第六十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月十五日付けで次のとおり指定したので、公示する。	
平成二十五年六月一十五日 内閣総理大臣 安倍 順二	
一 名称 京都中央信用金庫 二 住所 京都府京都市下京区四条通室町東人蔵谷鉢町九十一番地 ○内閣総理大臣 安倍 順二	
平成二十五年六月一十五日 内閣総理大臣 安倍 順二	
一 名称 株式会社中国銀行 二 住所 岡山県岡山市北区丸の内一丁目十五番 ○内閣総理大臣 安倍 順二	
平成二十五年六月一十五日 内閣総理大臣 安倍 順二	
一 名称 京都中央信用金庫 二 住所 京都府京都市下京区四条通室町東人蔵谷鉢町九十一番地 ○内閣総理大臣 安倍 順二	
平成二十五年六月一十五日 内閣総理大臣 安倍 順二	
○宮内庁告示第五号 天皇皇后両陛下は、東日本大震災に伴う被災地を御訪問のため、七月四日から同月五日まで岩手県へ行幸される。 平成二十五年六月一十五日 宮内庁長官 風岡 典之	
○厚生労働省告示第二百十三号 薬事法(昭和三十五年法律第八十号) 第十一号) 第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号) 第九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定をするものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省令第二百七十九号)の一部を次のように改正し、平成二十五年六月一十六日から適用する。ただし、同月二十五日までに検定の申請のあるものに係る手数料、検定基準及び試験品の数量については、なお従前の例による。 平成二十五年六月一十五日 厚生労働大臣 田村 敏久	
○農林水産省告示第一千七十四号 森林法(昭和二十六年法律第1104号) 第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成二十五年六月一十五日 農林水産大臣 林 芳正	
一 解除に係る保安林の所在場所 愛媛県大洲市長浜町出海丙八の一・丙八の九から丙八の十九まで・丙八の一(以上十三筆国有林) 二 保安林として指定された目的 魚つき 三 解除の理由 指定理由の消滅 ○農林水産省告示第一千七十五号 森林法(昭和二十六年法律第1104号) 第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成二十五年六月一十五日 農林水産大臣 林 芳正	
一 解除に係る保安林の所在場所 愛媛県西予市野村町野村一七号一五の一 二 保安林として指定された目的 水源の涵養 三 解除の理由 道路用地とするため ○農林水産省告示第一千七十六号 森林法(昭和二十六年法律第1104号) 第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成二十五年六月一十五日 農林水産大臣 林 芳正	
一 解除に係る保安林の所在場所 愛媛県大洲市长浜町出海丙八の二〇・丙八の三(以上一筆国有林) 二 保安林として指定された目的 魚つき 三 解除の理由 道路用地とするため ○農林水産省告示第一千七十七号 森林法(昭和二十六年法律第1104号) 第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成二十五年六月一十五日 農林水産大臣 林 芳正	

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
Ⅰ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び植種 次のとおりとする。

(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて総覽に供する。

○農林水産省告示第一千七十四号
森林法(昭和二十六年法律第1104号) 第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて総覽に供する。

Ⅱ 伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び植種 次のとおりとする。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

Ⅲ 伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び植種 次のとおりとする。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

Ⅳ 伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び植種 次のとおりとする。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

Ⅴ 伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び植種 次のとおりとする。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

Ⅵ 伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び植種 次のとおりとする。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

Ⅶ 伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び植種 次のとおりとする。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

Ⅷ 伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び植種 次のとおりとする。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

Ⅸ 伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び植種 次のとおりとする。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

Ⅹ 伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び植種 次のとおりとする。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

Ⅺ 伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び植種 次のとおりとする。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

Ⅻ 伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び植種 次のとおりとする。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

Ⅹ 伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び植種 次のとおりとする。

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

(別紙) 医薬品の検定に係る標準処理期間

製剤	標準処理期間（日）	
インフルエンザワクチン	60	
インフルエンザHAワクチン	80	
細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	35	
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	35
	最終段階	35
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35	
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35	
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	100	
乾燥弱毒生おたふくかぜワク チン	中間段階	120
	最終段階	60
ガスえそウマ抗毒素 (ガスえそ抗毒素)	70	
乾燥ガスえそウマ抗毒素 (乾燥ガスえそ抗毒素)	70	
不活化狂犬病ワクチン	70	
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	80	
コレラワクチン	60	
乾燥ジフテリアウマ抗毒素 (乾燥ジフテリア抗毒素)	70	
ジフテリアトキソイド	70	
沈降ジフテリアトキソイド	70	
成人用沈降ジフテリアトキソイド	70	
ジフテリア破傷風混合トキソイド	70	
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	70	
水痘抗原	40	
乾燥弱毒生水痘ワクチン	60	
腸チフスパラチフス混合ワクチン	60	
精製ツベルクリン (一般診断用)	80	
痘そうワクチン (痘苗)	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥痘そうワクチン (乾燥痘 苗)	中間段階	60
	最終段階	60
組織培養痘そうワクチン	中間段階	60
	最終段階	60
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	60

製剤	標準処理期間（日）
最終段階	
日本脳炎ワクチン	60
日本脳炎ワクチン	80
乾燥日本脳炎ワクチン	80
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	80
肺炎球菌ワクチン	60
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア 毒素結合体）	60
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリ ア毒素結合体）	60
破傷風トキソイド	70
沈降破傷風トキソイド	70
乾燥はぶウマ抗毒素（乾燥はぶ抗毒素）	70
沈降はぶトキソイド	50
沈降B型肝炎ワクチン	80
沈降B型肝炎ワクチン（h u G K - 1 4 細胞由来）	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン（チャイニーズ・ハムスター 卵巣細胞由来）	80
組換え沈降p r e - S 2 抗原・HBs 抗原含有B型肝炎ワ クチン（酵母由来）	80
乾燥BCG膀胱内用（コンノート株）	80
乾燥BCG膀胱内用（日本株）	80
乾燥BCGワクチン	80
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (イラクサギンウワバ細胞由来)	80
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来)	80
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	70
百日せきワクチン	100
沈降精製百日せきワクチン	100
百日せきジフテリア混合ワクチンに使用するジフテリア トキソイド原液（中間段階）	40
百日せきジフテリア混合ワクチン（最終段階）	100
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフ	40

製剤	標準処理期間（日）
テリアトキソイド原液（中間段階）	
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	100
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	130
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液（中間段階）	110
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン（最終段階）	130
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）	60
発しんチフスワクチン	70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（乾燥ボツリヌス抗毒素）	70
経口生ポリオワクチン	中間段階
	最終段階
不活化ポリオワクチン（ソークワクチン）	70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	中間段階
	最終段階

製剤		標準処理期間（日）
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥まむしウマ抗毒素（乾燥まむし抗毒素）		70
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン		70
ワイル病秋やみ混合ワクチン		70
加熱人血漿たん白		50
人血清アルブミン		50
乾燥人フィブリノゲン		50
乾燥濃縮人血液凝固第VII因子		50
人免疫グロブリン		60
アルキル化人免疫グロブリン		60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン		60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン		60
pH 4処理酸性人免疫グロブリン		60
乾燥pH 4処理人免疫グロブリン		60
乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン		60
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン		60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン		60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン		60
抗HBs人免疫グロブリン		60
乾燥抗HBs人免疫グロブリン		60
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン		60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン		60
抗D（Rh o）人免疫グロブリン		50
乾燥抗D（Rh o）人免疫グロブリン		50
抗破傷風人免疫グロブリン		60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン		60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン		60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン		60
乾燥濃縮人アンチトロンビンIII		60
人ハプトグロビン		60

(備考) 再抜取り、再試験に要する期間を含まない。